

(別添)

専門医認定支援事業実施要綱

1. 目的

新たな専門医の仕組みについては、平成25年4月に取りまとめられた「専門医の在り方に関する検討会」の報告書において、新たに中立的な第三者機関を設け、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこととされている。

この事業は、新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、都道府県に対する新たな専門医の仕組みに係る地域協議会の開催の支援及び一般社団法人日本専門医機構に対する専門医に関する情報データベース作成等の支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等
次の者のうち、厚生労働大臣が適当と認める者を選定する。
 - ① 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院又は診療所の開設者
 - ② 医療法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者
- (2) 新たな専門医の仕組みに係る地域協議会の開催
都道府県。ただし、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。
- (3) 専門医に関する情報データベース作成等
一般社団法人日本専門医機構

3. 事業の内容

- (1) 医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等
医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門医研修を促進するため、以下に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。
 - ① 都道府県の調整等の下で行われる指導医の派遣
 - ② 都道府県の調整等の下で行われる指導医による出張指導
- (2) 新たな専門医の仕組みに係る地域協議会の開催

都道府県において、新たな専門医の仕組みに係る地域医療に配慮した研修体制の構築等を協議する地域協議会の開催。

(3) 専門医に関する情報データベース作成等

新たな専門医の仕組みを構築するために、以下に示す活動等を行う。

- ① 専門医の質や分布等を把握するための専門医等に関する情報データベースの作成
- ② 各都道府県協議会との連絡調整体制の構築
- ③ 訪問調査を担当するサーベイヤーを養成するための講習会等の開催
- ④ 総合診療専門医の研修における研修プログラム統括責任者及び指導医の養成
- ⑤ 地域医療に配慮した専門医養成のあり方に関する検討会の開催
- ⑥ 専攻医の地域的な適正配置を促すためのシステム開発

4. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

5. その他

- (1) 医政局長は、必要に応じ上記3.(3)①の情報データベースの情報を求めることができるものとする。
- (2) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。